

第10回 議会運営委員会記録

- 1 日 時 平成30年4月13日(金) 午後1時30分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 8名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 委 員 長 | 高 田 保 則 | 委 員 | 宮 澤 一 照 |
| 副 委 員 長 | 佐 藤 栄 一 | 〃 | 阿 部 幸 夫 |
| 委 員 | 渡 辺 幹 衛 | 〃 | 小 嶋 正 彰 |
| 〃 | 岩 崎 芳 昭 | 〃 | 堀 川 義 徳 |
- 4 欠席委員 0名
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 2名
- | | | | |
|-----|-------|-------|---------|
| 議 長 | 植 木 茂 | 副 議 長 | 横 尾 祐 子 |
|-----|-------|-------|---------|
- 7 説明員 0名
- 8 事務局員 3名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 岩 澤 正 明 | 主 査 | 齊 木 直 樹 |
| 庶 務 係 長 | 堀 川 誠 | | |
- 9 件 名
- 1) 議会改革について
- ① 平成29年度検討項目について
 - ② 検討年度未決定の提案項目に対する検討年度の決定について

○委員長（高田保則） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

議長。

○議長（植木 茂） 皆さん、大変御苦労さまでございます。皆様方もご存じのように、ここにきて妙高市の議会改革について、テレビまた新聞等で報道されています。市民も非常に興味を持ってきているところでございます。ぜひとも、できるものから速やかに実施するような形で、今回の皆様方から御協議をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1) 議会改革について

① 平成29年度検討項目について

○委員長（高田保則） では、1) 議会改革について、3月22日の全員協議会、前回の会議において、平成29年度の議会改革検討項目5項目のうち、具体的な実施方針を決めた4項目を報告し、意見をいただきました。意見のなかった項目については、実施内容の協議を進めます。また、意見のあった項目については、意見への対応を決め、その上で、実施内容の協議を進めたいと考えます。それでは、お手元の事件に沿って番号順に協議を行います。

①29年度検討項目についての、ナンバー1とナンバー2、農業委員の採決方法のマニュアルへの記載。これについて、局長説明願います。

局長。

○局長（岩澤正明） 説明いたします。皆さんには、個票のほう見ていただきたいと思います。この個票について、少し様式を変更しました。その説明を先にしたいと思います。今まで使っていた個票に比べてですね、(オ)、(カ)、(キ)の3つの欄をふやしました。全協で説明しました実施方針が(オ)に書いてありますし、(カ)につきましては、全協での意見等ということで、書く欄を設けてあります。(キ)につきましては、全協での意見を踏まえた実施方針の変更した場合とか、そのまま変更なしということで、記載する欄を設けてあります。(ク)、(ケ)はそのままです。具体的な実施内容というもので、それについては今までと同じであります。

それでは、農業委員の採決方法のマニュアルへの記載について説明いたします。全協では、実施方針に対して、意見がなかったことから、この方針に沿って、個票の裏面、(ク)欄をごらんください。マニュアル改正の内容を新旧対照で記載しました。無記名投票で採決する案件として、教育委員会委員の後に、農業委員会委員を記載しました。なお、教育長についてですけれども、制度が変わりまして、教育委員会委員から出ると、教育長は3年任期ですので、別にしたほうが解りやすいということで、併せて改正したいというものです。5月の全協で報告後、マニュアルを改正したいと思っております。説明は以上です。

○高田委員長（高田保則） ただいま、説明について、何か御意見ございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） よろしいでしょうか。そういうことで、農業委員会委員についてのマニュアル記載はそういうふうに記載したいと思います。

○委員長（高田保則） 次に、政務活動費の実績報告に基づく交付（後払い）への変更について、説明を願います。

局長。

○局長（岩澤正明） 全協では、実施方針に対し、意見がなかったことから、この方針に沿って、個票の裏面の(ク)欄をごらんください。ここに変更の概要を記載しました。

交付申請、交付決定は従前どおりであるが、議員への政務活動費の事前交付は行わないということ。年度末の支出報告（実績報告）に基づき、審査が行われ、交付額が確定する、ということであります。額確定の通知を受け、交付申請を行い、政務活動費が交付される。

改選時の対応になるんですけれども、任期満了月までの分について、上記に準ずると。再選された場合は、変更交付申請を行い、変更交付決定を受け、年度末に支出報告、実績報告を行うということで、支出報告については、年度末1回としたいというものです。

実施時期につきましては、平成31年分から実施する。

条例改正の手続きについて、これはまた検討が必要かと思いますが、平成30年の12月定例会で議員発議すれば、スムーズに進むのではないかと思います。3月定例会でも間に合わないことはないと思うんですが、スムーズに進めるには12月定例会がいいのではないかなと思っております。議運で条例案を策定しまして、全員協議会で了承していただいた後、発議になるということになります。

④のほうをごらんください。改正前と改正後について、制度の流れについて記載したものです。右側の改正前については皆さん御承知でありますので、左側をごらんください。4月10日までに議長を經由し、市長へ政務活動費交付申請書、政務活動費経理責任者届を提出します。その後、②市長は、額を決定し、議長を經由して政務活動費交付決定通知書で通知したいと思います。その後1年間、政務活動があり、③翌年度4月30日までに、議長へ支出

報告書を提出。④議長は、市長へ支出報告書の写しを送付。次に、⑥市長は、額を確定し、議長を經由して政務活動費交付確定通知書で通知します。通知のあった日から10日以内に、市長に対し、議長を經由して政務活動費交付請求書により交付請求を行い、市長は、政務活動費を交付するという流れにしたいと考えております。下の記載については、改選の場合の手続きについてです。

この案でよろしければ、今後ですね。条例改正の新旧対照表、条例改正文を作成して議運に確認していくような流れになるかと思っております。5月の全員協議会では、改正の概要について報告したいと思っております。説明は以上です。

○委員長（高田保則） ただいま、説明について、御意見等がありましたらお願いいたします。渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 局長、今の改正後のものなんですけど、③翌年度4月30日までに議長に支出報告書を提出、その流れからすると、その後すぐ、市長は額を確定し、という作業が忙しくなるよね。そういう点では4月30日が適当なのかどうか。今、1年で前払いで、渡し切りをしていると、4月10日までにみんな出しているんだよね。そうすると例えば4月10日にすれば、事務方でのチェックする時間が伸びるんだけど、余裕があるんだけど、その辺はどうなのでしょう。30日でもいいんですか。

○委員長（高田保則） 局長。

○局長（岩澤正明） これについては、現在の規定が4月30日となっているところから、そのまま案としたものなんですけど、実質的には、こちらから依頼しているのが4月10日でありますので、議員の方、まとめるのに支障がなければ4月10日のほうが、事務方のほうは楽になるのではないかと思っております。その辺は、早ければ早いでこしたことはないんですけども、今の規定が4月30日ということから、4月30日としたものです。

○委員長（高田保則） よろしいですか。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 特にこだわるわけじゃないんだけど、今の制度、運用を改めようとして、マスコミからも注目されているんだから、こういう点でいえば、実際は4月10日と間に合わせているわけだよね。その後で訂正や指導というかアドバイスもあると思うんだけど、これは実質的に、最終的には4月30日になるかもしれないけど、4月10日というのを示してもいいんじゃないかなと、俺は思っているんだけど、いかがですか。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 私もですね、一般の補助金交付要綱やなんかでも、事業完了後速やかにとか、あるいは3月31日までのやつであれば、その後速やかにという、こういう規定もあるわけですので、それに準ずるような考え方でですね、日を決めるなり、文言を入れるなりしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（高田保則） ほかにございませんか。今、規定上は4月30日までということですが、実際今やっているのは、私どもやっているのは、4月10日までに実績報告書を出して、その後、審査をしてもらってということで、今、実質はそうなんですけども。

〔「ひとつ言っていていいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今、小嶋委員からもあったみたいに、一般的な市民との関係で言えば、私は、速やかに、と書くべきだと思っているんだけど、だけど、議会の姿勢とすれば、10日と書いた方がいいんじゃないかと。

○委員長（高田保則） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 局長、相談なんですけど。10日にした場合だと、それ以降の修正はできなくなっちゃうのかね。その辺、確認しておかないと、例えばルールとして10日までに出示してください。成果品としては30日だとい

う形を取ったほうがいいのか。その辺、10日にした場合のことを教えていただきたい。

○委員長（高田保則） 局長。

○局長（岩澤正明） 補正というものもあるかと思いますが、そのための議長の確認ということでもありますので、問題なければ4月10日を規定しておいてですね、その後も補正もあり得るということでよろしいんじゃないかと思えますし、4月10日という案でよろしければ、一旦それで条例改正の案を進めまして、その時にですね、また審議する機会があるかと思えますので、4月10日で準備を進めたらどうかと思えます。

○委員長（高田保則） そうしますと、確認しますけども、議長への実績報告書は4月10日までということでもよろしいでしょうかね。佐藤副委員長からの、修正は可能だということでもいいですね。

今、お聞きしましたけども、実際の支払方法については、報告書は4月10日までということでも差支えないということですので4月30日を4月10日までということでも変更したいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） じゃあ、御異議なしと認めます。じゃあ、これを③翌年度4月30日までに議長へ支出報告書を提出の項については、翌年度4月10日までに議長へ支出報告書を提出ということで変更したいと思います。政務活動費についてはいかがでしょうか。ほかに御意見ございませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○委員長（高田保則） よろしいですか。それではこのように決定をしていきたいと思えます。

○委員長（高田保則） 次ナンバー8とナンバー10の閉会中の所管事務調査の実施、所管事務調査の活性化について、実施内容の協議内容を局長説明願います。

局長。

○局長（岩澤正明） 全協での実施方針に対しての意見についてです。意見がありました。その内容は、(キ)欄に掲載しております。議員個人の所管事務調査で行う質問等により、執行部が改善、新しい方向に進むことから、個人の調査が無くなるのは課題が残るというものでありました。そして、その時、委員長からだったと思うんですけども、全協の中において、委員長から、委員会調査の内容は、委員の申し出た項目などを含め、委員会で判断する、個人の意見をなくすものではないという説明がありました。そのようなことから、(キ)の欄を見ていただきたいと思うんですが、委員長のほうから説明がありましたので、実施方針についての変更はないというような判断から、(ク)の欄で今後の実施内容について記載させていただきました。なお、10日に、正副委員長、常任委員長で、手続きについての協議を行いました。その内容についても併せて報告したいと思います。すいませんが、皆さん、本日配布しました、常任委員会における所管事務調査の開催フロー（案）というものと、もう一枚、所管事務調査手続き（平成29年6月定例会を例に）という資料2枚、手元に配布させていただいたので、その両方を見ながら、説明を聞いていただければと思います。

まず、はじめにということで、所管事務調査の根拠、役割等についてまとめさせていただいたものから説明させていただきます。

所管事務調査の根拠については二つありまして、一つ、地方自治法の規定。第109条第4項、常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。この規定に基づいて、所管事務調査ができるということになっております。②会議規則の規定、これは妙高市の会議規則になるのですが、常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。ということで、常任委員会というもので対応し、議長に通知することが規定されております。

(2)をごらんください。所管事務調査の役割についてです。所管事務調査を積極的に行うことにより、委員の情報が多く蓄積され、その結果、付託案件の審査が深まることが期待されている。もう一つは、政策提言するにあたり、行政内容を点検し、これに基づく議会の政策の基礎づくりをする必要がある。ということで、所管事務調査の役割については、議案審議、議案審査のためということと、政策提言などの基礎づくりというような役割が期待されているところです。

その中で、今まで個人的に所管調査をしていたものを委員会として所管事務調査をしたらどうかという方針に基づいて、具体的な手続きを検討しましたので、説明したいと思います。

まず最初に、定例会開会中の所管事務調査の手続きになります。6月定例会、12月定例会が該当することになります。昨年の6月定例会を例にという表の、所管事務調査の手続き、開会中、閉会中とあるんですが、真ん中のところにあります、開会中の所も見いただければと思います。①とか、②とか書いてありますものは、説明するものと対比するようになっております。開会中の所管事務調査、①、定例会告示日、定例会初日の8日前になります。手続きとしまして、②、委員による調査実施の申し入れ、定例会招集日3日前の正午まで、でよいのではないかとということで話がありました。これは、一般質問の締切りと同じ日程となります。

③、その後、委員協議会による調査実施の協議になります。調査の必要性、調査内容の妥当性等について協議しまして、委員会として必要性を認めた場合、調査目的及び調査項目を決定するということになります。③の日が矢印に、大きく、この間に、ということで幅広くとってありますけども、実際は、本会議の初日になるのではないかとと思われるんですけども、一応その期間内に協議会を開催して、調査事項を決めてもらいたいということになります。

次、④、委員長による調査実施の通知。委員会開催日5日前、土日含まず、の午後4時まで。委員長は、議長へ調査目的及び調査項目を通知することになります。

⑤、議長による調査実施の通知。その日の午後5時までに執行部の方にですね、調査実施について通知することになります。

⑥、その後、常任委員会を開催し、所管事務調査を実施します。付託案件の審査終了後、所管事務調査を実施する。説明員の出席要求については、原則所管課長、関係職員としたいと思っております。でありますので、他の課長は同席しないということになりますし、また市長についても、現状、現況の調査でありまして、市長の方針を伺う場ではないということから、原則として市長の出席を求めないでよいのではないかとという意見となりました。

⑦、調査結果のまとめ。委員長は、付託案件の審査結果とあわせて報告結果を整理いたします。

⑧、調査結果の報告なんですけども、委員長は、定例会本会議までに調査結果報告書を議長に提出しまして、議長は、本会議最終日にて諸般の報告として、写しを配布するというので、報告したいと思っております。重要な案件であればまた別なんですけども、原則、登壇しての委員長報告は要しないのではないかとということで決定しました。

次に、2、閉会中の委員会調査、継続調査事件ということで、閉会中の所管事務調査についても説明します。この手続きについては、先進地行政視察、管内調査とは別個に考えていただきたいというふうに思っております。一覧表の右側になります。

①、委員による調査実施の申し入れ、委員会開催日前日までに、調査について申し入れをしていただきます。

②、委員会による調査実施の協議。閉会中に何を調査するかというもの、調査目的及び調査項目を、委員会でするので、今回は委員会での議決していただくこととなります。なお、アスタリスクになりますが、執行部に対し、閉会中、議会、委員会に報告したい案件の有無を調査することとし、この報告希望案件についても、調査の必要性等

を協議するものとするということで、執行部のほうにも照会しまして、案件を選ぶ、案件の幅を広げてみたいということを考えております。

③、委員長による調査実施の申し入れ。決定をしました後ですが、委員長は、議長へ調査実施の申し入れを行います。

次、④、本会議最終日において調査実施の議決をいたします。

⑤、閉会中の委員会調査実施の通知ということで、委員長は開催について、執行部と日程を調整し、日程を決定します。

⑥、委員会調査の実施となります。

⑦、調査結果のまとめ。

⑧、調査結果の報告についてですが、報告については、諸般の報告として、写しの配布をしたいと思っておりますし、配布については本会議初日を考えております。

この案でよろしければ、5月の全協で手続きを説明し、6月議会から実施できればというふうに考えております。説明、長くなりましたが以上です。

○委員長（高田保則） ただいま、説明を受けましたが、これについて御意見をお伺いします。今、局長から説明がありましたけど、10日の日に正副議運委員長と各常任委員長、ちょっと総務文教委員長は都合により欠席でございますが、一応この内容について事前に打ち合わせをして、この方向でということで、今日、提案をするものでございます。

○委員長（高田保則） よろしいでしょうか。所管事務調査については、6月の定例会から実施していきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高田保則） 局長。

○局長（岩澤正明） それで、今の案でよろしければ、個票の（ク）欄の後半の部分にあるんですけども、マニュアルの改正についても提案していきたいというふうに思っています。改正前、改正後、開会中の所管事務調査、閉会中の継続審査の項目に追加するものとうことで案を考えております。具体的には、議員さんからする調査要求の締切日であるとか、委員協議会により調査項目を決定する期限であるとか、議長への通知ということで、最低限決めなければいけないものをマニュアルとして掲載したいというふうに思っております。通常する報告だとかは、ちょっと省略してありますが、最低限なものがマニュアルに書いてあれば、よろしいんじゃないかというふうに思っております。以上です。

〔「委員長ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 確認したいんですけど。今みたいに一人が1時間も2時間も質問しても制限なしにできる所管事務調査と違って、委員会全体としての認識を高める点ではいいと思うんですよ。それで、そのとおりになったからいいんですけど。さっきちょっと冒頭に話があったんですけど、委員の5人なり、6人なりの皆さんの認識の温度差が違うわけですね。その場合に、委員会でやるまいかと言ったのから、落ちた項目はどういう扱いになるか。落ちたのは、後で、落ちちゃったんだから、個人で勝手にやってくださいというか、今みたいな制度で補完する場合もあるのかどうか。その点はどうか。

○委員長（高田保則） 局長。

○局長（岩澤正明） ケースバイケースだと思うんですけども。今回、委員会で調査しようと申し出ということで、ある程度、議員さんも精査されて出てくるので、単純に数字を聞くとか、そういうものはなくなるのではないかとい

うことは、この間の協議の中でもありましたし、ある程度絞られてきているものだから、なるべくなら委員会のほうで救い上げるべきものが多いんじゃないかという話がありましたので、その辺、もしかしたら、心配はいらないんじゃないかと考えますし、もしあまりにも委員会の中で所管する事項であっても、ちょっと個人的なものであれば、しそれは次の一般質問であるとか、そちらのほうにまわるものもあるんじゃないかなと思います。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 質問はさ、タイミングの問題もあるんだよね。それで、今出している、この議会の委員会で審議されると思って出したんだけど、それが乗らなかったと、それが次のときの一般質問だということになると、また、3か月も向こうに行っちゃうわけだね。そういう点を考えると、そのフォローする方法も必要じゃないかなと、思って、心配、危惧なんですよ。一つ、皆さんに素材として出したいんだけど。今、3月の議会から、私がいるとこの保育園、斐太南保育園を三園統合の保育園に加えるという話が問題になっているんですよ。地元でも。だけど、今までのやり方、小学校の構想もそうでしたけど、中学校、小学校の構想もそうでしたけど、一般質問の締切りが終わっちゃったようなときに、全協で、初日になってから、説明があるわけでしょ、それで質問がゼロとは言わけんけど、若干の質問時間はあるけど、それで終わっちゃう。そういう内容は、私の今の保育園なんかについて言えば、私一人しかいないわけですよ。第三と矢代を一緒にするかどうかというのは、私、どうの、こうのと言わない。質問でも言ったみたいに。斐太南小学校をどうするか、斐太南保育園をどうするかって、代表する議員がいなかったり、一人しかいなかったり、圧倒的に少数です。そうすると、そういうときにこれを単なる構想として出すんじゃなくて、委員会として所管事務調査で、本当は本会議であれなんだろうけど、してもらいたいと出しても、一人だから乗らない場合だってあるわけです。極端なこと言うかね。そんな場合は、外れちゃうから、それを表明する、質疑する場所というのは、委員会の別の席で、しかも、その委員会、タイミングの問題もあるから、次の議会なんか、なんて言わないで、フォローする方法がないもんかなと私は思っているんだけど。そういうのに対して、今までのも制度としては残しておくから、漏れても、どうしても取り上げてほしいというのがあったらやってくださいと言うのか、どうか。ただ、そういうときは、一人しか質疑応答しないもんだからね。それが心配なんだけど、本当は皆の話題にしてもらって、取り上げられなかったけど、漏れた問題についても、何かフォローする方法はないものかなと思って、危惧しているんです。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 今の渡辺委員の心配なんです、恐らく各委員の方々から、所管事務の正当な理由というか、どうしてこれをするかというのが、かなり調べて上がってくると思うんで、恐らく、今までのやり方だと、本当、どういった原因があるから、こういった所管事務調査をしているというのが、その個人はわかっているかもしれませんが、議員皆さん全員わかっているんで、ああ、また何か一人でやっているな、みたいな形になると思うんですが。今度、各所管事務調査に、こういう理由で、こういう原因があるので、所管事務調査をすると、というような形になれば、おそらく、人数の問題ではなくなってくると思うんですよ。今の斐太南の小学校と保育園の問題が、実は、エリア的には、渡辺さん一人の議員のあれかもしれませんが、実は、決定プロセスだとか、そういうこと自体が問題だとかということになれば、これは、地域とかそういう問題じゃなくて、執行部の決定するプロセス自体に問題があるんじゃないかということで、これは、委員全体としては、大きな問題だというふうに捉えてくると思うんで、ですので、今回の皆さん個人で、各所管事務調査の提出してもらって、その委員協議会中で、委員の皆さん全員が納得するだけの、理由がありさえすれば、人数が多いとか、少ないという問題じゃなくなると思って、全員がこれは大変な問題だと認識すれば、必ず私は、そういった、その人にとっては問題なんだけど、実はもっと大きな問題だとわかれば、恐らく漏れることはないと思うんで、それはやっぱり委員協議会の中で、しっかりと

所管事務調査の理由を上げてもらえれば落ちないと私は思います。

○委員長（高田保則） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 渡辺さんの危惧するの、本当わかるような気もするんですけど、堀委員言ったとおり、逆に言えば、所管事務調査が、閉会中でも開会中でも開かれるということはエンドレスになったと、いうふうに考えていけば、今まで以上に、即効性のある審議ができるというふうに私は思いますんで、その辺はまた皆さんで協議しながら進める形になるんですけど、あまり危惧しないでも大丈夫ではないかなというふうに思っています。

○委員長（高田保則） 渡辺委員、そういうふうな状況でございますのでよろしいでしょうか。じゃあ、所管事務調査については、今、局長から説明、各委員からの意見等を踏まえた中で、6月の定例会から実施をするということにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高田保則） 次に、ナンバー14ですね、議員提案による条例及び政策提言実現の仕組みの整備について、協議内容を説明願います。局長。

○事務局長（岩澤正明） 全協では、実施方針に対し、意見がありました。内容は、(キ)欄に掲載してあります。意見としまして、全会一致が基本となる流れであるということ、政策提言等について委員会に諮問し、委員会で検討し答申することがよいのか、ということなどなど、もうちょっと検討が必要であり、このまま参考資料として載せるには疑問がある、というものでありました。(キ)欄が空欄になっておりますけども、全協での意見等を踏まえた実施方針について、議運として協議していただければ、というふうに思います。説明は以上です。

○委員長（高田保則） この件につきましては、前回の議運の中では、参考資料ということで掲載したらどうか、ということ、一応、全員の意見が一致した。全協の中で、これを全体的なものでなくて、この項については反対と言う意見もありました。私どもとしては、参考ということでございまいますので、これに沿ってやらなければいけないという、マニュアルの精神とは若干違う、フロー図ですので、参考ですよということで、載せてもいいんじゃないかという、私はそう思うんですが。前回は、議運の皆さんもそういう形でいたわけですけども。政策提言とか、条例提案というのは、恐らく10件あれば、10件審査方法が違うと思うんですよ。ただ、とっかかりと言いますか、全体の流れがこうだよというものがあれば、議員も政策提言もできたり、条例提案もできるということで、あくまでもそれに沿ってやれということじゃなくて、一応、そういうふうな形の流れがありますよと。全部を、全体を網羅したフロー図ということで、あくまでも参考ですよということで、掲載をしたらどうかということに、今まで流れてきたわけですけども。そんなふうな形で、あの図を改正するというのはなかなか大変ですし、あれはあくまで参考ということで載せたらどうかということで提案しているわけですが、皆さん、御意見いかがですか。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） この間全協の中で、まあ参考のとはいえ、恐らくやると言ったら、こういったものが、議運はですね、もうちょっと軽く考えていたと思うんですが、やっぱり全協の中ではですね、こういったものが出てくると、これを参考資料とはいえども、これに従って、というような、危惧されている方もいらっしゃるかと、できれば、ここをこういうふうに変えたほうがいいんじゃないかというような意見がある方がいればですね、これ修正してもらって、ここに、議運に持って来てもらって、この程度あればということであれば、我々は参考だと思っているんであれなんですけど、一応、参考だというもの、マニュアルに参考とはいえども載せるからには、もうちょっとしっかり見たほうがいいんじゃないかという議員さんもいらっしゃるんで、この間の全協の中で、ですので、どこをどういう形に変えたらいいのか、ということをその方に直接こう、修正案を出してもらって、それでここで揉んで、良ければ載せればいだけですし、恐らく大きな流れは変わらないと思うんですね、ほんと、ちょっとした文言とかその程度だと思うんで、それで納得されれば参考資料として載せていけばいいと思います。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 自分もそれでいいと思うんです。それと言いますのは、私も提案の側なんですけど、やはり議会基本条例の中でですね、議会から政策提言をしていく、それが一つの大きな柱では、議員提案の条例制定というのがあるんですよ。そういうのを活発にしていこうと。で、議会改革の流れである、市民との、市民の意見をどう反映させるか、市民参画の機会をどうつくっていくか。そういったものを考えあわせると、こういうフローチャートがいいんじゃないでしょうかという提案をさせていただいたつもりです。議員間討議だとか、関係団体との意見交換会だとか、そういうのを組み合わせて、より市民の立場にたった政策提言をしていきたい、いくというプロセスをひとつ示すことが、前進につながるんじゃないかというような考えで、提案させていただきましたので、よりよいものにするということに関しては、堀川委員のおっしゃられるような形ですね。より多くの方の意見を取り入れていただければありがたいなというふうに思います。

○委員長（高田保則） ほかにございませんか。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 全会一致を基本とするマニュアルだからさ、こんな参考みたいなのは、あやふやなのは載せる必要はないという意見はあると思うんだけど、今、小嶋議員が、堀川議員が言ったみたいに、こういう方向で取り組む、中身は実際は難しいよね。議員提案というのは。全員が一致して提案できるかどうかというのは。意見書の採択とかという問題と違って。難しい問題が含まれているんだと思う。それだけど、それでも取り組むんなら、一つの参考例としてこういうのがありますよというのは、頭の中整理するという意味でも、私は載せてもいいんじゃないかと、価値があるんじゃないかと。決して参考だから縛られることはないし。それよりいい方法があれば、もっと提案して直していく。それは参考資料として出していく、それでいいと思います。

○委員長（高田保則） 今、3人の御意見をいただきましたけども。再度、堀川委員と小嶋委員の意見を要約しますと、再度、全協にかけて、直すべきものがあつたら、また、その意見を取り入れてフローチャートをつくる。渡辺委員は、参考だから、そのままでもいいんじゃないかという意見でございますけどもいかがでしょうかね。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） どっちにしても、この間も確か、小嶋委員さんは、改革クラブが出してきた中で、議員提案条例を議員提案によるというように、そもそもタイトルから直さなきゃいけないということもあるんで、どっちにしても、見直しという形で、このままの形で載せられないと思うんですよ、小嶋委員載せた、これはそのままでは載せられないんで、文言も含めて、一回見直しをしてから載せるということで、見直しはじゃあ、全協でもこれ配っているわけですから。意見がある方は出してくれという形で、見直したやつをここで決めて、これでよければ載せると。

○委員長（高田保則） あくまで参考ということですね。

○堀川委員（堀川義徳） そうです。

○委員長（高田保則） 堀川委員からそういう意見をいただきました。再度、再修正といえますか、調整をして、全協の御意見も聞きながら、また、議運で検討していくことでよろしいでしょうか。

じゃあそういうことで、フローチャートについては、そういうようなことで再度、議運で検討したいと思います。よろしく願いいたします。

一応ですね、これを5月の全協に報告したいと思います。前回からの優先事項ということで検討していただいた項目については、これで結論が出ました。

1) 議会改革について

② 検討年度未決定の提案項目に対する検討年度の決定について

○委員長（高田保則） 次に、30年度で取り組む項目をいかにするかということで、御討議をお願いしたいと思います。局長。

○局長（岩澤正明） 皆さんからは、既に配布させていただきましたこの一覧表について、検討年度がまだ決定していないものについて、検討年度を決定していただくことになるかと思うんですが、その前に、本日配付させていただいた表、この簡単な表で誠に申し訳ないんですが、この説明をしたいと思います。

堀川委員から提案がありまして、緊急度、重要度の評価の結果、自己完結度、作業時間の評価の結果、A何人、B何人というデータしか載っていなかったんですけども、それを点数化したらどうなるんだということです。Aについては一人当たり4点、Bについては一人当たり3点、Cについては1人当たり2点、Dについては1人当たり1点、ということで点数化させていただいたものであります。

1の1であれば、Aが4人であったので、 4×4 で16、Cが3人で、 3×2 で6というようなことで、緊急度・重要度の点数が22点、自己完結度・作業時間の点については20点、合計42点ということで、点数化した場合はこうなるよというものを一覧表にしたものです。参考にしていただければと思います。説明は以上です。

〔「ちょっといいですか。補足。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 私もこの間これ送られてきて、じゃあ、次、今年は、と思ったんですが、なんせ項目も多いんで、非常に公平な対局から見た場合ですね、何かいい方法はないかということで、機械的にですね、一応目安なんですけど、点数化したらどうかなと思って。やっぱりですね、29年度やらなきゃいけないってやつは、ポイントも当然高かったんですよ。ですので、これをあくまで参考にして、30年度、何項目かわかりませんが、じゃあ、やっていこうという項目を決めれば、皆さんこの間、Aの人、Bの人と手を挙げてもらった、皆さんの気持ちもですね、ある程度点数化できるかなと思って、点数を付けてもらったということです。

○委員長（高田保則） ちなみに、局長。29年度を抜かして、点数の高い項目の内容は説明してもらえますか。

○事務局長（岩澤正明） 評価というか、順番付けはしていないところですけども。

○委員長（高田保則） 今、仮に42点、例えば、今審議していただいたのは、結果的に非常に高い点数ですけども、その次に、40点台というのは、何項目かありますよね。例えば、1の1、42点。議会運営マニュアルの改正ということで、第14章のその他、会派云々というものが、1の1。2の1は、議員の資質向上、活動の見える化ということで、5階のワイファイ設置ということがあります。それから5番ですね。議案に対する賛否いずれかの討論通告があった場合は、他方の議員も討論を行い、市民にその理由を明らかとなるように努めること、ということで、討論の仕方を提案されていると思います。それから、6の2、議会運営条項の全会一致のマニュアル化ですね。それから、9番、一般質問のあり方ですね。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 局長。

○事務局長（岩澤正明） ICT化の検討も始まるので、絞ったほうがいいかなという考えがあるのと、議員の改選が来年の7月にありますので、それまでに整理しておかなければいけない項目もあるかと思っています。例えば、事務局の中での案なんですけども、委員会の負担割合ですかね、ちょっと、総務文教委員会がボリューム多いんじゃないかと、という議会事務局内では話もありますので、そういう委員会のあり方については、改選後の新しい議員さんが含まれた中で検討するとちょっと難しいかと思っていますので、今の方で検討したほうが効果があがるの

ではないかと思しますので、その辺も参考に審議していただければと思います。

○委員長（高田保則） 確かに、今の所管というのは、総務文教、建設厚生、産業経済ですが、確かに総務文教は多いです、建設厚生はまあまあ、産業経済が若干、3部門ということで、ちょっと少ないですよ、そういった状況ですけれども。それをまあ、どういうふうに所管を変えるかということも、私もちょっと前に提案したようなこともあるんですけども。まあ、それは、組織の変更だけだから、そんなに難しくないんだけど。

局長。

○局長（岩澤正明） 一覧表の16番のところにも、ちょっと委員会の見直しがありますので、それに関係するというか、絡めるわけではないんですけど、委員会のあり方というか、委員会の構成も合わせて検討したほうが、16番の関係で、私は取り上げたほうがいいんじゃないのかなというふうに思いました。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 役所の課制条例が変わった時にさ、それに議会の方は、積極的に対応するというよりは、単なる引きずられて所管が変わっちゃうというのが多いんだよね。それで例えば保育園の問題がこども教育に来たり、確かに、幼稚園はこども教育で、保育園は建設厚生で、みたいな時代もあって、確かにいろいろあるんですが、そういう点では、4月から変わるというふうになると、12月にはでるんだけど、それに対する取り組みは、そりゃ当局の話だという格好になって、あまり議会は関与していないとこがあったからさ、そういう点では、もう一度見直して、今後もどういう対応をするべきかというのを見直しいくという必要があるんじゃないかなと思います。そういう点では、来年の改選時までには、どうするかというのは、今の状況でどうなんか、その間に来年の4月に課制条例かわるかもしれない。だけど、基本的な姿勢と、今のに対してはどうなんだという判断だけはしておかなきゃいけん。お願いします。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 私は、点数に従って。点数のことばかりやっていたんですが、少なくともワイファイに関しては、妙高クラブでネットと言いますか、ICT関係のことで、今年1年検討して、途中でなんらかの形で成果が出てくると思うんですが、そうなってくると、恐らく5階にそういったワイファイのことも含めて、設置しなければいけないことになると、今年、30年度で揉んで、31年度の予算化ということもいかなきゃいけないと思うんです、このワイファイというのは、妙高クラブに回してもらっている、ICT関係とセットでやって貰えれば、少なくとも検討課題に行くのかと思いますし、後、点数の高かった一般質問もこれは、本丸と言いますか、議員としての、議会というよりは、議員としての、ですので、やっぱり議長を含めて、勉強会と言いますか、こういうもんだということで、全協なりで、勉強会を含めてやっていくような形で、ここだけで議論するようなものではないと思うんですが、これは本当に、定期的に勉強会等をしてですね、やっていかなければいけないと思うんですが。

先ほどの局長の話の委員会ですよ。私も、今、5人の委員会があるとですね、ここに正副委員長残ると、あと3人なんです。そうなったときに、本当に18人で、3常任委員会がいいのかということまで、ちょっと話すべきなのかなと。ただ、今、3つの委員会です管が総文多いからどこかにやるっていうんじゃなくて、やっぱり、一委員8人くらい居ればですね、こっちに正副委員長と、後6人いるわけで、この状態ですよ、ですので、そういうのを含めて、単なる常任委員会が3つでいいのかという、18人で3つでいいのかというふうなところも、私、少し議論しなきゃいけないのかなというふうには思いました。

○委員長（高田保則） 今、堀川委員からは所管の変更だけでなく、委員会そのもののあり方の提案ですけども。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 私もね、3つの委員会というのが、新井市の時代から同じ形でできているわけですよ、その

頃は25人とか26人とか、そういう議員の皆様おられて、それで3つでこういうふうに来てきた。今は、一人欠員ですけど17人。かなり、奥の深いような議論もあるけど、幅が広すぎるというような部分もありまして、抜本的な見直しをすべきじゃないかと、個人的にはそう思っているんですけども、それにしてもうちょっと議論を、現状はどうであるのか、何が問題であるのか、議運で他のやつと同列で扱っていいのかなという疑問もちょっとあります。もうちょっと大きな深い話じゃないかなというような気がいたします。

○委員長（高田保則） 今、小嶋委員からは、堀川委員と同じような内容で、基本的に検討すべきということで、意見をいただきました。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 私は、しなきゃいけないということではなくて、議論をしなきゃいけない時に来ているのではないかと考えているということをお話したいんですが。8人で2常任委員会にするっていうんではなくて、本当に、今の3常任委員会で、6人で、正副委員長抜かして4人ですよ、そうすると、非常に今後やっていく所管事務調査にしてもですね、やっぱり、6人よりも8人いたほうがですね、よりこう深みもでるでしょうし、そうすると、一人の議員が受け持つ範囲というのが、当然所管広がってしまってますね、議員のいわゆる仕事量といいますか、見識は当然大きく、広くならなければいけないんですが、やっぱり、そういうところにも耐えていけるというか、そういうふうな形というような、考え方もしていかなきゃいけないのかなということで、ただそれを検討する時期に入ったのかなと思っています。

〔「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） ここで委員長困っているみたいだけど、まとまらないよね。というのは、継続して審議しないと。というのはさ、今3つに分かれているでしょ。総括質疑は、自分のとこはやめときまいか、という話でしょ。そうすると2つ範囲があるわけでしょ。そこから総括質疑の議題を探すわけ。それ2つに分かれると、もう2つしかないわけ。そこら辺で、じゃあ総括質疑の審議が深まるかどうかという問題もあるしさ、かなり面倒な問題を抱えているんだね。そういう点では、来年の課制条例に間に合うようにといえば12月だけど、それと来年の改選のことも頭に入れておきながら、まあ、12月議会までに一区切りつけられるかどうか、非常に難しいけどね。付けられれば12月に条例変えないとばいけなくてね。そうするには、9月議会までには、案の案ぐらいできていないと12月に間には合わない。いずれにしても、委員長困っているみたいに、何らかの結論出したいというのは、継続しか結論はない。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） もうちょっと、他の議員さんの意見も聞いていただきたいなと思いますね。私も1期目で産経しか知らないもんですから、ほかのところはどうなのかということもありますので、ほかの意見を聞く機会を設けたらいかがでしょうか。

○委員長（高田保則） ここで決めるということではなくて、一応、たたき台はここでつくっていかないと、全協に丸投げしても、多分まとまらないと思いますので、方向性。例えば、今の委員会制度も、3常任委員会制度を見直しするという意見もありますし、所管部署の変更という意見もあります。そういうことで、どこの案を優先するかということですけど。

最初に、私が考えたのが、とにかく所管事務部署を再編成をしたらどうか、私個人的にはそう思っている。総務文教委員会のエリアが幅広いものを、もう少しほかの委員会に変更したらどうかということも考えて。まずその辺から始めたほうがいいんじゃないかというところで、その上で、今の3常任委員会でいいのか、そういうところ

まで行けばそうかなと、私は思っているんですけど。まず。

〔「委員長いいかな」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） はい。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 委員長の想いはわかるんだけど。今、40点以上って、いくつか上げてもらったよね。その中で、最後の問題は、ちょっと中身が違うんだよね。そういう点では、今、方向はでなくてもいいから、今、議運ではこんな話でしたよという話を説明してもらって、皆さんの意見を聞くところから始めないと、先へ進まんないわね。ほかのところは案をつくれれば、なから質疑応答できるけど、この問題は、意見を聞いたうえでないと、案もできないような気もするんだけど。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 今、点数低くて、局長言われた16番、例えば二つの委員会に所属するというのは全然違うんですよね。もともと、この16番というのは、委員長が言っていた所管の数が多いかいいうのではなくて、これに対してなんですけど、我々が議論しているのは、もっと大きなところだと思うんで、16番をテーブルに載せるとか、そういうのではない。そうなんですよね。

○委員長（高田保則） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） まあね、この問題ですけどもね。私、総文の委員長やっていて思うんだけど、ボリューム多いと言うけども、関連性が大きすぎるんだと思うんですよ。だから、変える、変えない、なんてことをやってくれば、全部、関連、関連、関連がつながってくると、質問者も難しくなっちゃだし、これは今ここで議論することじゃなくてね、後日、もう一回やったほうがいいと思うし。今、私、この議論をずっとこれ委員長やられていて、最後の2番目の形でやっている中で、それは点数制していたところだと思うんですよ。だから、今、そっちの方の議論を優先していただいて、この件は、事務局、あんたも悪いよ。こんな議論はね、この議論は後日、もう一度やっていただきたいということを、議運の委員長に言うなりしなきゃだめだ。今の議論というか、会議の内容とは、ここにある点数制にあるのは、堀川委員がやられたことに対して、これでどういふふうな方向でやっていくかということだと。点数が、じゃあ、重要度が非常にあることだということ、点数で反映されているんだっていうんなら、これ、やらなきゃいけない部分だと思うんだけど、その辺に事務局として、下のやつも添えてなんて言うことをいう議論じゃないと思いますよ。まず、今の段階のものの中の重要度というのをやっぱり、やっていただきたいと思います。だから、点数制にしたんでしょ。これ。その辺を含めてやってもらいたいと思う。この委員会の配分というのは、本当に難しいと思いますよ。その辺、言葉を噛み締めながらやってください。

○委員長（高田保則） 局長。

○局長（岩澤正明） 議会改革という大きな改革の中の一つということで、提案してしまっただんですが、逆に混乱させてしまいました。申し訳ありません。それで、議会改革の項目は項目でまたやるとして、渡辺委員さんからも出ましたけど、堀川委員さんからも出ましたけど、ちょっと大きな項目なので、別途検討したほうがよろしいかなということで、反省しておりますので、取り扱いについてはそのとおりだと思います。

○委員長（高田保則） じゃあ、この項目については、これからメインではないですけども、議運の中でも、全協の中でも、取り上げていくという方向でよろしいでしょうかね。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 委員長、今、メインじゃないけど、と言ったけど。言葉尻捉えるわけじゃないけど、メインだよ。

○委員長（高田保則） 点数制からすれば。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 点数制から言えば外れるけど、これはどうしてもやっとなければいけない問題。それで、局

長をひいきする訳ではないんだけど、局長今みたいに言わなければ、この問題、そのままなしでとおっちゃう可能性もあったもんだから、局長はそんなに悪びれずにいいから、また、少しくらい、しからなくてもいいから、積極的な提案を思いついたら出してもらいたい。お願いします。

○委員長（高田保則） 私の言い方も、メインじゃないという言い方も悪いですけど、一応、この点数制をつけたというのは、40点以上じゃあ、やるかという、本来の、今の議会改革でございますので、それと並行してということでもよろしいでしょかね。この問題について、議運の中でもやっていくし、それと全協に問いかけていくということで、そんなふうな、常任委員会の所管等の変更等については、そういう形でいきたいということでもよろしいでしょかね。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（高田保則） じゃあ、今の点数制で行きますと、40点以上といますと。議会運営マニュアルの一部改正ということで、会派等の取り扱いを検討していく。それから、2の1ワイファイ。これはあれですか、妙高クラブからの出ておりますけども、継続ということでよろしいでしょうか。これは継続ということで今回は討議しないということじゃなくて、次回に回していくということで。あと5番、討論のやり方についてですね。これはいかかでしょうか。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） これは、先取りして、ちゃんとやってくたからさ、これはいい。ただ、余計なことかもしれないけど、いっぱい議案があって、これは問題だと言って、反対討論の通告するとき、一つ一つ賛成する人の人数がいなくなっちゃうという悩み事ではあるんだけど、そこは議会だからさ、承知した上で、この間やったようにやってもらいたい。

○委員長（高田保則） これは、提案者として、よろしいでしょうか。

○渡辺委員（渡辺幹衛） よろしいってことは、やらんねってことね。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 6の2とか、例えば1の1、会派代表者、今度、恐らく議運のメンバーは会派代表で構成するみたいなどころとか、これ、関連してきますよね。どうしても、当然、いろんな意味で、試に会派代表者会議、きちんとしたものじゃないけど、始めましたけど。それをどういった議会運営の中に入れて、最終的に議運のメンバーという形にまで持っていくのかというのは、結構絡んでくるところが非常に多いんで、だからその辺を、何番と何番と何番が、恐らく片方決めればいってもんじゃなくて、実は、いろいろ多分絡んでくるといふふうに私は思いますけど。

○委員長（高田委員長） 会派代表者会議というのは、議運の決定事項じゃなくて、議長の専決事項ですから、議運と会派代表者会議で一致するのは、ちょっとなじまないと思うんです。

〔「委員長いいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田委員長） はい。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今、委員長話をしているのは、報告事項じゃなくて、じゃあ次どうするか、と全協へどうやって説明しようか、困っているんでしょ。それをするとなると、次に、検討するものについては、こんな意見がありましたというだけの報告にしておいて、みなさんの聞いたほうがいい。というのはね、さっきもそうだけど、例えば、1の1って、なんだったかという話になったとき、これ、このまんまじゃわからん。そうすると、これ見るとき、11番、ポイントで言えば38と書いてある。ポイントで言えばね、38と41で、そんなに違うかと言うとき、38でみると、これは兼職問題なんだよね。そうすると、議員の倫理条例のとき、兼職問題が散々論議されたんだよ

ね。こんな問題はさ、やっぱり取り上げんきゃいけんわ。それを38点だから落とすとかさ、41点だから上げるとかさ、そういう順位づけは、目安にはなるけど、ここで、38点のことは言わないでさ、全協には40点以上で残っているのはこれだけですからという、そういう報告でも具合悪いんじゃないかと思います。

○委員長（高田委員長） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） あれかね、今のこれ、申し訳ないんだけど、6の2とかあるでしょ。6の2だとか、41点だとか、あるでしょ。これ今、見るとね、線引かれて消されているんだよね。6の2だと、議会運営委員会の構成は、常任委員会の宛て職を廃止、って書いてあるでしょ。そこが消えて、議会運営条項については全会一致を原則とする、って形になっていると思うんですよ。だから、点数というのは、そのときは、多分、常任委員会の宛て職について、点数が上がったやつだったと思うんだけど、今の現段階でこれ消えているんだったら、議論の点数にならないの。

○委員長（高田委員長） 局長。

○局長（岩澤正明） 6の1と、6の2についてなんですけど、二つのことが記載されているということで、6の1は、議会運営委員の構成は常任委員長の宛て職とするということで点数をいただきましたし、6の2ましては、議会運営条項については全会一致を原則とするということで点数をもらったので、最初の提案は一つだったんですね。それを二つに分けて点数をもらったんで、それがわかるように見え消しにしたものであります。

〔「もともと一つだったのか」と言う者あり〕

○委員長（高田委員長） 6の1は宛て職を廃止するという提案だし、下は議運は全会一致だという、それを二つにしたもの。

○委員長渡辺委員（渡辺幹衛）（高田保則） 暫時休憩します。

休憩 午後2時46分

再開 午後2時53分

○委員長（高田保則） 休憩を解いて会議を続けます。

次期に、議運として検討していくというものについては、大まかに今の点数の多いところからですかね。1の1会派の問題。2の1のワイファイについては、継続でやっていくということで、これは議運とちょっと離してやりたいと思います。

それから6の2は、全会一致ということですね。議会運営条項については全会一致。これは、今までそうやってきた経過もあるんですがどうでしょうかね。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 昔ってかさ、15年前、私が当選した時は、すべて全会一致だったんです。議運のもの。だけど、いろいろな経過があって、私も全部が全会一致じゃなくてもいいよって話になったんです。だけど、議会の運営条項についてはさ、やっぱり全会一致でしたほうがいいんじゃないかなって。運営条項、例えば意見書を出すなんて、ここで審議するなんて問題について、賛否あったってしょうがない。じゃあ、出さんかっていうことになるそうじゃない。だけど、議会の運営に関するものはさ、できるだけマニュアルもそうだけど全会一致を建前にしておかないとね、反対があってもとにかく従えというやり方であってはいけないんじゃないかという話。以上です。

○委員長（高田保則） わかりました。ただ今までも、この間の農業委員会のね、投票に関しても採決じゃなくて全会一致という原則で私は採決したつもりなんですけど、今までもそういう方向で私やってきたつもりなんですけど、あえてマニュアルに載せるかどうかという一つの問題があるということで、この6の2については、マニュアルに全会一致が原則であるということをも明記するということが提案されてるわけですけども。

〔「ちょっとよろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） ちょっと気になって、ずっと気になってたんですけども、一昨年12月かなんかに、議員の年金の話がありましたよね。その時に私、議会運営委員会傍聴させていただいてたんですが、その時には、賛成の方もおられたし、反対の方もおられた。最終的には、取り上げないということで、あれが全会一致かどうかというのはわからないんですけど、採決はしなかったですよ。どれをもって運営条項かという部分もちょっと疑問に残るところなんですけど、その辺どうなんでしょうか。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） ファジーなどあるわね。だけど意見書なんかってのは、まさに運営条項じゃないからさ、それで、今、年金の問題出たから、ついでに言うと、例えば共産党だって賛成してるんだよ。国会では、だけど、俺は必要ないと思ってるだけの話であって。意見書だからさ、党の本部で言ってるとおりにしなきゃいけないという話でもないし、そういう点で。ただ議会運営の条項については、一つ一つ課題が出たとき、これは運営条項だから全会一致じゃなきゃだめだよ、一人でも反対あればだめだよって。それは運営条項じゃないからって論議はあるかもしれない。だけど線の引き方としてはそういう表現せざるを得ないと思ってる。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） わかりました。であるならば、これだけは全会一致でっていうような限定列記みたいな形で、例えば日程に係ることとか、何かそういうような枠組みをすべきじゃないかなと思うんですけど、どんなものでしょう。ファジーの部分をなくすという意味。

○委員長（高田保則） 今、例に出した、今の陳情とか意見書の提出だとか、これは議会運営とちょっと違うわけですよ。そういうものについては、全会一致でなくて良かったんですが、それ以外のものについては、会期の日程だとか、中身の問題だとかについては、全会一致ということでどうかという提案だと思うんですけども。

〔「その中身っていうのがなんなのかわからない」と言う者あり〕

○渡辺委員（渡辺幹衛） もっと面倒なこと言うと、議運では、議会の運営を決める中枢なんだよね。議運の決定は議運の意思表示だから、これは私は、それこそ原則としては全会一致だと思ってるの。だから、委員長も全会一致になるように努力してるんだと思うよ。歴代の委員長も。だけど、そうも言えない部分もあるからさ、さっき言ったみたいに意見書の中で違ったっていいじゃないかと、初めて違ったのは道路特定財源の問題だけだね。それはそれでいいじゃないかということで、多数でもいいよ、という話になってきたんだけど。そういう点では曖昧性は残ってるわね。そういうものもあるけど、形の上ではこういう表現にせざるを得ないかな。例えば意見書等を除く議会運営項目についてはという書き方をするか、それはまだこれから検討しなきゃ話だからさ。よろしく。

〔「了解しました」と言う者あり〕

○委員長（高田保則） 今の意見書の問題だとか、意見書の問題はそれを抜かした議会運営という、それも曖昧だけでも、それをこれから検討していったらどうかということで6の2ですね。それから、9番。一般質問のあり方。勉強会ね。これは一応検討も含めて、恐らく議員の勉強会のことにも関係あるんだから、これはやっていくということで。今のところは3つですかね。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 今の9番なんですけど、勉強会やりましょうというのは前から決まっていたと思うんですけど、具体的にどういった内容で、いつやるかというのは、ここの改革の中で具体的に決めてかきやいけないと思うんですよ。勉強会やりましょうって言ったけど、とうとう12月まで一回もやらなかったね、じゃいけないと思うん

で、例えば年2回とか、年何回とか、どういった講師を呼んで、どんな内容でということまでここで決めて、全協でこういう勉強会を議運でやるって決めました、というところまでいかないと、やらなきゃいけないことは当然なんですけど、そこまで議運で決めないといけないと思います。

○委員長（高田保則） 堀川委員おっしゃったとおり、課題というものをきちっと明記したうえで勉強会をやるということではないと、何となくの勉強会じゃ、何となくなっちゃうんでそれは課題としてやっていくことです。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 堀川委員の話もわかるんだけどさ、講師呼んできたり、本読んだりすると決まってるんだよね。一般質問とはどういうのかってのは、そもそもあるんだから。それよりも傷つけたり、傷つけられたりする問題もあるかもしれないけど、議会終わるごとに、今回の一般質問はどうだったのかと俎上に乗せられればね、傷つくかどうかという問題はあるんだよ。だけど、俎上に乗せられれば生きた教材になるんだよね。そうすると、私もここは反省してるんだけど、どうだろうかって。良い、悪いって話で、非常に厳しい問題だけさ、そういう点じゃ、それをさっきのぼやかしじゃないが、ほんわり間接的に、あれは改めるべきだったなと思えるような勉強会をやるかどうか。だけど、決まりきったのは教科書にあるんだからさ、講師を呼べばそのとおりしゃべるわね。講師に今の一般質問を二日間聞いてもらって、Aさんのはこう直すべきだとか言ってくれるんなら別だけど、そうでなきゃ触れないわね。

○委員長（高田保則） 局長。

○局長（岩澤正明） 今、渡辺委員の意見があったんですけど、事務局でも考えたのがあって、4人1グループになって、インターネット中継でも録画してるんで、それを観て反省したり、意見言い合ったりするのが、たぶん渡辺委員が言ってることじゃないかなと思いましたが。

○委員長（高田保則） 例えばですね、私も、そういう専門の方が傍聴席で一般質問の内容を傍聴して、後でコメントしてもらってという方法もまた一つかとも思いますし、いろいろやり方についてはあるんですが、何で私らがこれ出したかっていうと、一般質問なのか、質疑なのかという最近のいろいろな会議の区別が出来ていないという判断してるんです。質疑なのか質問なのか、その辺の定義は、やっぱりはっきりしといたほうが一般質問と総括質疑と同じようなものではないわけであって、その辺の定義をしっかりとわきまえた中で議会を運営していくというのがだというふうに思うんで…。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） やっぱり基本中の基本は、一回はどういうものかと。それ、わかった上で応用編はやってですね、反省も良いんですけど。私、この間、先月の3月議会、上越の初めて傍聴しに行ったんです。うちの会派で、隣の市だからって。本当に聞くだけなんです。妙高市の場合だと、こういうふうな問題が起きてるから、こういうふうなのはどうですかって、提案まで通告のときになきゃいけないんですけど、上越は聞きっぱなしです。こういう問題あるから、こうでどうだ、どうだでその問題について聞いて終わりなんですよね。我々のほうが提案までしてるんで良いと思うんです。ただ、文言からしたら、一般質問なんで、提案じゃないんですよね。だからその辺のところどうなのかを本を読めば良いんですけど、議員が何か共通の何か勉強を一回やって、何か応用なり自分なりの課題を提案するのは良いんですけど。本当に基本の基本がちょっと、いろいろ考え方的に、ばらばらになっちゃったかなと思って。ここは一回考え方フラットにして、そこから自分なりのオリジナリティでいくのがいいかなと、だから一回はやってもらいたいと思います。

○委員長（高田保則） もう一つは、プラスですけど会議規則では質疑は3回ということになってるんですけど。これは一般質問も準じてと書いてあるんですよ。再質問無制限でやってるじゃないですか。会議規則によれば3回まで

しかできないと、一つはそういうこともあるんで。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） ややこしくなったのは、市民の皆さんにわかりやすくと言って、一問一答にしたんだよ。そしたら、その前どうだったかというと3回だろ。1回目に当然質問したのを2回目引き継ぐ、もう1回できるんだけど2回目に取り上げなかったものは3回目に質問できないルールなんだよ。だから、2回目もずらずらずらっと質問するわけだ。俺なんか、一人だったときなんか、6項目も7項目も質問した。質問したほうも、されたほうも本当に7項目答えたかどうかなんて、メモなんかできない、わからなくなっちゃう。そうかといって某議員さんの話してもいけんけど、全部書いとくわけにもいかんしさ、やり取りできないんだよ。そういう点で見える化と質問の制限だとか、回数だとか、質疑か総括質疑か一般質問かどうかとは非常に難しい問題があるからさ、そういう点では基本の「き」は話してもらって、その上でどうしまいかと。一問一答のほうが市民の皆さんわかるんだよ。6つも7つも並べられると、聞いているほうも、質問したほうも、答弁したほうもよくわからなくなっちゃう。そういう点では是非継続してやっていただきたい。

○委員長（高田保則） この一般質問のところについては、いろいろな勉強方法があると思いますし、この中の討議もあるし、全員協議会の討議もありますし、講師呼んでの勉強会もあると。それも複数の方法がありますのでその辺にある程度道筋をつけながら、議運で討議していくとしたいと思うんですがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） そういうことで、次回からの平成30年度の検討事項、審査事項については、1の1、会派の問題。それから、6の2、議会運営に関する条項については全会一致という原則をマニュアルに明記したらどうかという問題。それと、9番の一般質問のあり方。それから、11番の社会团体等による兼職基準の見直しとか討議ということで、この4つをですね、次回の議会運営委員会から審査していくということで、これから議会運営委員会を運営したいと思いますよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） そういうことで4つの条項、それぞれ皆さん、また、いろいろ勉強なり調査成していただいて、適切な御意見等いただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 委員長、だけどさ、それを皆さんに全協に説明する時に、例の常任委員会とかなんかっのでも並行して、終わってからじゃ9月、10月になっちゃうから是非お願いします。

○委員長（高田保則） 常任委員会の問題については、並行して行うということですのでそれを含めて、これからやっていきたいというふうに思います。

以上で、今回の検討事項については以上でございますし、次回からそういうことでお願ひをしたいと思います。ほか、よろしいですか。

5月14日の臨時会については、5月1日か2日ということで、試案としてはあるんですが。14日の臨時議会に対する議運。2日で良いですか。

5月2日議会運営委員会、10時から。それと、昨日、皆さんのところに6月定例会の予定表ということでファクスをさせていただいておりますが、6月1日開会ということで、その議運を状況として5月22日に行いたいと思うんですが。火曜日です。これも10時から。議会に関する議運は、そこで、今、検討事項、次回の議会改革について5項目。その辺の開催については、今のところ、いつ、いつかは予定立たないんで、いずれ皆さんと相談したいと思います。それとも決めますか。同じ日にやるということではよろしいですか。5月2日は10時。5月22日は同でしょう。これも議会改革も含めるということで、10時からということで良いですか。

出来るだけ資料をつくってもらおうということで。次の日程については、5月14日の臨時会の議運を5月2日、10時から。その後、議会改革も含めるといってほしいと思いますし、6月定例会の議会運営委員会を5月22日、10時から。この日も議会改革についても審査をしていくと。よろしいですか。大変駆け足と言いますか、スピーディーにということ。

○委員長（高田保則） これで議会運営委員会を閉会いたします。大変御苦勞様でした。

閉会 午後3時13分